

入札公告等の概要(参考)

本資料は、本工事の入札公告に示した条件の概要や工事内容をお知らせするための参考資料で、契約図書の一部ではありません。

本工事の詳細な内容に関しては、公告文、設計図書及び現場説明書等をご覧下さい。

工事名	神田税務署（17）建築改修その他工事	
工事種別	建築工事	
工事場所(都県)	東京都	
工事場所(市区町村)	千代田区神田錦町3-3	
工事概要	<p>敷地面積 1,764m²</p> <p>1. 建物</p> <p>1) 庁舎 構造 鉄骨鉄筋コンクリート造地上8階地下1階建</p> <p>建築面積 約 1,100m²</p> <p>延べ面積 約 10,200m²</p> <p>用途 庁舎</p> <p>工事内容 耐震改修、内外装改修、外壁改修、建具改修、電気設備設備、機械設備設備</p>	
担当事務所	東京第一當舖事務所	
公告日／期限日／開札日	H29.5.23 / H29.6.19 / H29.9.4	
工期末	H30.10.31	
入札契約方式／落札方式	一般競争入札（標準型）／総合評価落札方式（技術提案評価型S型（WTO））	
競争参加資格要件の概要	等級(ランク)	<p>関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における建築工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、1,200点以上であること。</p>
	企業の施工実績等	<p>平成14年4月1日以降に、元請けとして完成・引渡し完了した下記(ア)又は(イ)いずれかの要件を満たす同種工事の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る（ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。）。）。</p> <p>(ア) 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造で地上4階以上の建築物の耐震改修（耐震スリットのみの改修は除く。）工事</p> <p>(イ) 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の地上4階以上の建築物の建築一式（躯体、外装、内装の全てを含む新築又は増築（増築にあつては増築部分とする。））工事</p> <p>ただし、申請できる同種工事の施工実績は1件のみとする。</p> <p>なお、当該実績が国土交通省が発注した工事又は工事成績相互利用対象工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。ただし、請負代金額が500万円未満の工事は除く。</p> <p>経常建設共同企業体にあつては、構成員のうち1社が上記の施工実績を有し、他の</p>

		<p>構成員は、下記(ウ)又は(エ)いずれかの要件を満たす工事の施工実績を有すること。</p> <p>(ウ) 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の建築物の耐震改修（耐震スリットのみの改修は除く。）工事</p> <p>(エ) 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の建築物の建築一式（躯体、外装、内装の全てを含む新築又は増築（増築にあつては増築部分とする。））工事</p> <p>上記(ウ)又は(エ)のいずれについても、軽微なもの（請負代金額が500万円未満の工事）は、実績として認めない。</p> <p>また、異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。</p>
	<p>配置予定技術者の資格、工事経験等</p>	<p>次に掲げる基準を満たす主任（監理）技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、専任を要しない期間は開札日の翌日から30日間を予定する。</p> <p>複数の技術者を申請する場合は、申請する全ての者について次に掲げる基準を満たしていること。</p> <p>① 主任技術者は、1級建築施工管理技士、2級建築施工管理技士又はこれらと同等以上の資格を有する者であること。監理技術者にあつては、1級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること（詳細は入札説明書による。）。</p> <p>② 1人の者が、平成14年4月1日以降に元請けとして完成・引渡しが完了した下記(ウ)又は(エ)いずれかに掲げる工事の経験を有する者であること。ただし、上記期間に育児休業等を取得していた場合及び事業促進PPPに従事していた場合は、その期間と同等の期間を評価期間に加えることができる。詳細は入札説明書による（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20%以上の場合のものに限る（ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。））。</p> <p>(ウ) (5)(ウ)と同じ。</p> <p>(エ) (5)(エ)と同じ。</p> <p>上記(ウ)又は(エ)のいずれについても、軽微なもの（請負代金額が500万円未満の工事）は、工事経験として認めない。</p> <p>ただし、申請できる同種工事の工事経験は1件のみとする。</p> <p>なお、当該経験が国土交通省が発注した工事又は工事成績相互利用対象工事のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合にあつては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。ただし、請負代金額が500万円未満の工事は除く。</p> <p>ただし、経常建設共同企業体にあつては、1社の主任技術者又は監理技術者が上記の工事経験を有していればよい。</p> <p>また、異工種建設工事共同企業体としての経験は、協定書による分担工事においての経験のみ同種工事の経験として認める。</p> <p>③ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証を有し、監理技術者講習を修了している者であること。</p>